

1. 件名：軽水臨界実験装置（TCA）の廃止措置計画の変更に係る行政相談
2. 日時：令和5年8月2日（水）16時05分～16時10分
3. 場所：原子力規制庁 10階南会議室（TV会議により実施）
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門
伊藤主任安全審査官、加藤試験炉係長
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
臨界ホット試験技術部 技術主席
臨界技術第2課 1名
安全・核セキュリティ統括本部
安全管理部 施設保安管理課 主査 他1名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 配布資料
なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:06	それでは本日の女性相談会させていただきたいと思います。本日の行政相談なんですけれども前回7月の7日に行いました、ピー・シー・エーの廃止措置の工程の並行変更に関する行政相談につきまして、
0:00:22	つきましての回答となっております。
0:00:26	まず初めに規制庁側の回答から述べさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
0:00:37	原子力機構とピー・シー・エーの児島です。よろしくお願いします。
0:00:41	規制庁加藤です。ありがとうございます。
0:00:44	どうぞ。
0:00:46	それではまず初めに結論から申し上げますと、今回の行政相談なんですけれども、
0:00:53	安全、
0:00:55	保全上の支障がない変更を委員会とすると考えられましたため、
0:01:00	廃止措置計画に係る経費の変更軽微変更届で大丈夫。
0:01:06	ということで、判断いたしました。
0:01:09	詳細の回答についてなんですけれども、今回の廃止措置計画変更につきましては原子炉等規制法の第43条の3の2第3項において準用する。
0:01:21	同法第12条の6第3項ただし書、
0:01:25	及び試験炉規則第16条の8第1項の規定に基づきまして、試験研究用等原子炉施設の保全上支障のない変更と該当すると判断できるため、
0:01:37	原子炉等規制法第43条の3の2第3項において読みかえて準用する同法第12条の6第5項に基づくところ届け出が必要となっております。
0:01:49	回答の理由についてなんですけれども使用済み燃料の日数引き渡し時期を変更する場合でありまして、使用済み燃料が引き続きTCAの、
0:02:00	原料貯蔵室の燃料要素格納容器に貯蔵されていて広く引き渡しまでの間、
0:02:09	用地が性能維持施設として、
0:02:11	継続して適切に維持管理されることに変更がないということが1点目。
0:02:18	それから、変更に伴う一般公衆及び放射線業務従事者への被ばくの影響がないこと。
0:02:26	から保全上の支障のない変更と判断できる。
0:02:31	という2点が今回の回答の理由となっております。
0:02:35	以上のことから、軽微な変更届で問題ございませんということで回答差し上げさせていただきます。
0:02:44	原子力規制庁からの回答は以上ようになりますけれども、

0:02:50	何かございますでしょうか。
0:02:57	原子力
0:02:59	原子力科学研究所ピー・シー・エーの風間安江。
0:03:02	特にございません。ありがとうございます。
0:03:06	シリコン規制庁の加藤です。ありがとうございます。各本部さんからの方も、何かございますでしょうか。
0:03:16	はい。感覚ホームオオツカです。三角の報告のところにございません。
0:03:24	有川委員原子力規制庁加藤です。ありがとうございます。
0:03:29	規制庁側からは何かございますでしょうか。
0:03:35	形として状況です。私からはございません。
0:03:39	主力規制庁カトウです。それでは、よろしければこれで本日の行政相談終了とさせていただきますと思います。お忙しいところありがとうございますと。
0:03:53	ありがとうございました。